



◆2019年度明石市住宅リフォーム助成事業募集のご案内◆

※本年度の募集は今回のみとなり、2次募集はおこないませんのでご注意ください。

当事業は、市民の皆様が、自己がお住まいでかつ所有する住居を、市内の施工業者を利用して、省エネ化やバリアフリー化などの住宅リフォーム工事を行う場合に、その経費の一部を助成することで、住宅リフォーム工事の需要を喚起し、市内産業の活性化および、住環境の整備改善を図る事業です。

※ 市内の施工業者とは、明石市内に主たる事業所（本社又は支店）を有する者（個人業者を含む）です。領収書の所在地の記載が、明石市内になる施工業者のみが対象となります。

対象工事

- 工事経費が20万円以上（税込）で、明石市への助成申請手続き完了後に着手（*注1）し、2020年1月31日までに事業完了（*注2）できる工事で、次に該当するもの。
 - ① 省エネルギー化及び環境に配慮した工事 例：遮熱性塗装工事（外壁・屋根）高断熱浴槽設置、節水型便器設置、エコ水栓器具取付、LED照明器具等
 - ② 手すりの設置や段差の解消などの、バリアフリー化に関する工事
 - ③ 不燃性内装材を使用した壁紙改修や、屋根の軽量化などの防災に関する工事
 - ④ 防犯カメラ、防犯ガラスなど住宅の防犯機能を高める工事
 - ⑤ 住宅の改修工事その他住宅の機能の維持及び向上のために行う補修、改良又は設備改善のための工事（一部増築を含む）

※ ただし、市の実施する他の制度による助成を受けている工事は、対象となりません。

（*注1）応募はがきの送付とは別に、市への交付申請の手続きや、市の審査期間が必要ですので、工事着工は早くても2019年6月8日頃以降になります。

（*注2）工事代金の支払いや、市への実績報告までを含んで、2020年1月31日までに事業完了する必要があります。

対象外工事

- 住宅（人の居住を用途とする建築物のこと）に当たらない部分の工事や電化製品の取付けなど、次に例示するものは助成対象外となります。
 - ① 土地購入費用
 - ② 広告看板等の設置費用
 - ③ 工事用機械、工具、電化製品等の購入にかかる費用
 - ④ 駐車場やカーポートなどの設置、修繕または補修に関する工事
 - ⑤ 門扉、フェンス、塀、アプローチ、植栽などの外構部分に関する工事

※ 上記以外で、助成対象とするに不適な工事も対象外となる場合があります。

助成金額

○ 助成対象となる工事経費の10%で最高10万円を助成します。

対象者及び住宅

- ① 明石市内にお住まいで住民登録を有する人
- ② 助成申請者が所有し、居住している市内の住宅（事業所は対象外）
※助成申請時に、所有及び居住していることが確認できる公的な書類の提出が必要となります。
- ③ 市税の滞納や市の各種融資の償還について滞納がない人
- ④ 2009～2018年度（平成21～30年度）で助成を受けていない人及び住宅
※なお、申請可能な回数は、同一住宅及び同一の人物につき1回です。
※権利譲渡はできません。

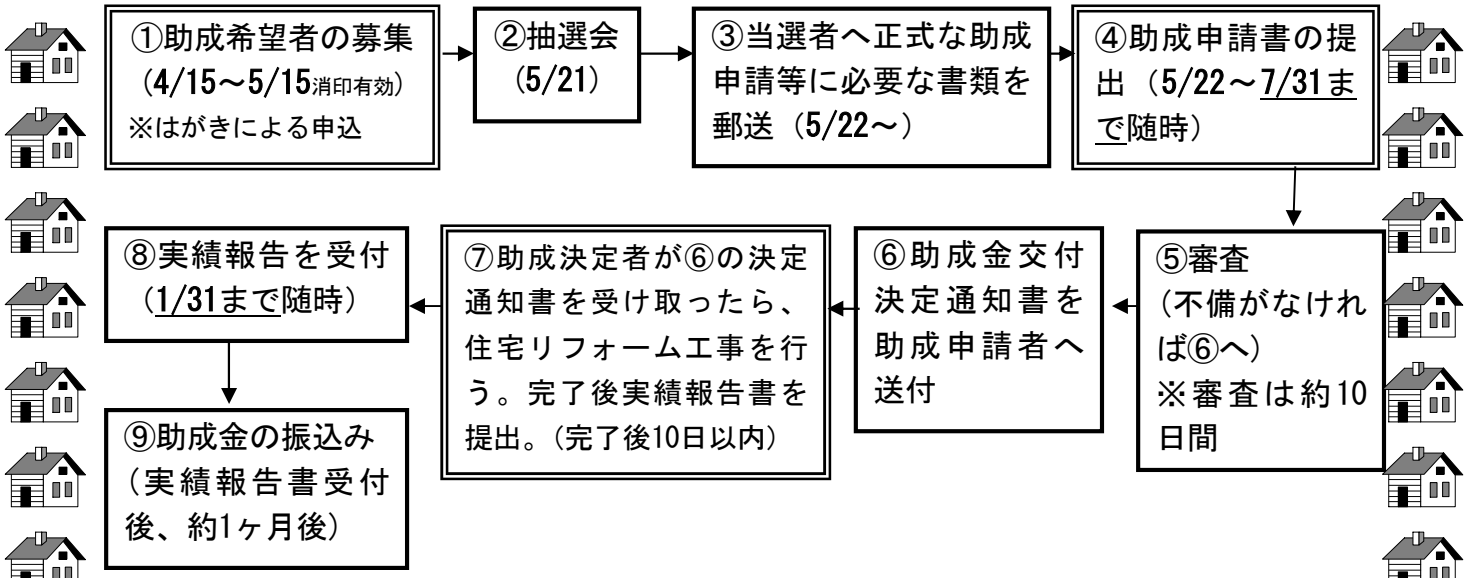
（裏面もご覧ください）





- 募集数 ※ 40名(応募者多数の場合は、公開による抽選会を実施し当選者を決定します。)
- 申込手続 ○ はがきに住所、氏名(フリガナ)、電話番号、予定工事日程、予定工事内容、住宅の所有者を必ず記入し、明石市産業政策課宛(〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号)へ郵便で申し込んで下さい。(記入例をよくご確認ください)
- 募集期間 ○ 2019年4月15日から2019年5月15日(消印有効)

助成事業の募集から事業完了までの流れ



申込の際のはがき記入例

<はがきの宛名面>

□

673-8686

明石市産業政策課 宛

明石市中崎1丁目5番1号

<はがきの文面>

住宅リフォーム助成に応募します

①郵便番号/住所 〒673-9999
明石市中崎9丁目9番99号

②氏名 明石 太郎[アカシ タロウ]

③電話番号 918-5098

④工事日程 7月~8月頃

⑤工事内容 節水トイレ切替え

⑥住宅の所有者 明石 太郎

※昨年度までは「往復はがき」での申込でしたが、今年度は通常のはがきで申込みください。

明石市のホームページで詳しくご案内していますので、ご確認ください。

「明石市役所ホームページ」→「各課・室別案内」→「市民生活局」→「産業振興室」→「産業政策課」→「住宅リフォーム助成事業」でご覧下さい。

(お問合せ先) 明石市産業政策課 TEL918-5098

